アフリカ広域知的財産機関
（ＡＲＩＰＯ）
（指定官庁又は選択官庁）

目　　次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書
手 数 料 …… 附属書 ＡＰ．Ⅰ
委 任 状 …… 附属書 ＡＰ．Ⅱ

略語のリスト

国内官庁：　アフリカ広域知的財産機関（ＡＲＩＰＯ）
ＨＰ：　アフリカ広域知的財産機関（ＡＲＩＰＯ）の枠組内の特許及び意匠に関する議定書（ハラレ議定書）
ＨＲ：　ハラレ議定書施行規則
ＨＡＩ：　ハラレ議定書施行規則に基づく実施細則

指定（又は選択）官庁 ＡＰ	アフリカ広域知的財産機関 （ＡＲＩＰＯ） 国内段階に入るための要件の概要	概　要 ＡＰ

国内段階に入るための期間	ＰＣＴ第22条(3)に基づく期間　：優先日から31か月 ＰＣＴ第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月
国内官庁は権利回復を認めるか（ＰＣＴ規則49.6)？ 権利回復（復活）手数料	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復（復活）を認める USD　100
要求される国際出願の翻訳文の言語[1]	英語
要求される翻訳文[1]	ＰＣＴ第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には，補正されたもののみ)・図面の中の説明・要約 ＰＣＴ第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には，国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ)
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求される
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい
国内手数料	通貨：米国・ドル（USD) 特許： 出願手数料[2] －オンライン……USD　232 －紙形式……USD　290 指定手数料…… 国ごとに USD　85 第１年度の年金[3]…… USD　50 第２年度の年金[3]…… USD　70 第３年度の年金[3]…… USD　90 実用新案： 出願手数料 －オンライン……USD　80 －紙形式……USD　100 指定手数料…… 国ごとに USD　20 第１年度の維持手数料 …… USD　20 第２年度の維持手数料 …… USD　25 第３年度の維持手数料 …… USD　30

［次頁に続く］

1　ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。

2　ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了から21日以内に支払わなければならない。

3　この手数料の支払に適用される期限については国内官庁に確認されたい。

ＡＰ	アフリカ広域知的財産機関（ＡＲＩＰＯ）（続き）	ＡＰ

国内手数料の免除，減額又は払戻し	2017年1月1日以前に行われた国際出願については，国際調査報告又は国際予備審査報告が作成されている場合，調査手数料又は審査手数料は不要
国内官庁の特別の要件（ＰＣＴ規則51の2）[4]	出願人がＡＲＩＰＯ締約国内に居住していない場合には，代理人の選任 出願人が同一でない場合には，優先権の譲渡証書[5]
誰が代理人として行為できるか？	ＡＲＩＰＯ締約国の国内官庁に対して出願人を代理することが許可されている代理人
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（ＰＣＴ規則49の3.1）？	認める
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（ＰＣＴ規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。

4　ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

5　対応する申立てがＰＣＴ規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

様　式（附属書ＡＰ．Ⅱ）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書Ｂ）を参照されたい。

附属書 ＡＰ．Ⅱ　委任状
https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_ap.pdf